

令和5年4月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和5年4月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日時 令和5年4月6日（木）午後3時00分開議
- 2 場所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第1号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第2号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
 - 5 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第3号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正等に関する臨時代理の報告について
報告第4号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第5号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
報告第6号 市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第7号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
報告第8号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第1号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第2号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
 - 2 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について

- 報告第2号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第3号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正等に関する臨時代理の報告について
- 報告第4号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第5号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
- 報告第6号 市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第7号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
- 報告第8号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について

5 出席者

| | | |
|-----|----|----|
| 教育長 | 田中 | 庸惠 |
| 委員 | 山元 | 幸惠 |
| 委員 | 大高 | 究 |
| 委員 | 広瀬 | 由紀 |
| 委員 | 田中 | 大介 |

6 欠席者

| | | |
|----|----|-----|
| 委員 | 島田 | 由紀子 |
|----|----|-----|

7 出席職員、職・氏名

| | | |
|---------|-----|-----|
| 教育次長 | 小倉 | 貴志 |
| 生涯学習部長 | 板垣 | 道佳 |
| 生涯学習部次長 | 後藤 | 貴志 |
| 学校教育部長 | 藤井 | 義康 |
| 学校教育部次長 | 池田 | 淳一 |
| 教育総務課長 | 樋口 | 智昭 |
| 教育施設課長 | 小山松 | 健 |
| 青少年育成課長 | 三浦 | 将之 |
| 社会教育課長 | 宮本 | 隆之 |
| 西部公民館長 | 藤田 | 俊雄 |
| 南行徳公民館長 | 渡辺 | 由美子 |
| 中央図書館長 | 安永 | 崇 |

考古博物館長
義務教育課長
学校環境調整課長
指導課長
就学支援課長
保健体育課長
学校地域連携推進課長
教育センター所長

杉山 元明
城戸 三郎
小笠原 勝海
富永 香羊子
日暮 真司
関原 一久
榎本 弘美
横田 礼名

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹
// 副主幹
// 副主幹
// 副主幹
// 主 査

須志原 みゆき
岩瀬 絢子
高野 喬
新田 伸子
木下 堯

○教育長

それでは、ただ今から、令和5年4月定例教育委員会を開会いたします。議事日程に入ります前に、去る3月31日をもって、任期満了に伴い平田史郎委員が退任されました。その後任として、2月市議会定例会で議会の同意を得て、新たに田中大介委員が4月1日付けで教育委員会委員に任命されました。どうぞよろしくお願いをいたします。そこで、教育委員会委員の構成に変更がありましたことから、改めて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長の職務代理者を指名させていただきます。職務代理者には、山元幸恵委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いをいたします。また、職務代理者に事故があるとき又は欠けた場合の次の教育長の職務代理者には、島田由紀子委員を指名いたします。本日欠席となっておりますけれども、ご承知おきください。

本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案2件、報告8件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、報告第7号及び報告第8号の「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

ありがとうございました。挙手全員であります。よって、これらの議事につきましては、公開しないことといたします。なお、非公開の議事については、本日の案件がすべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員、広瀬由紀委員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、お願いをいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第1号「市川市立博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

考古博物館長です。議案第1号「市川市立博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。議案1ページから3ページをお願

いたします。博物館法が令和5年4月1日に改正されたことに伴い、条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要がございますことから教育委員会の議決を求めるものです。内容につきましては、議案2ページをお願いいたします。改正点は、2点ございます。1点目は、第9条第2項第1号中「第29条の規定により文部科学大臣の指定した」を「第31条第1項に規定する」に改めます。次に2点目は、様式第12号中「代表者名（氏名）印」の印の字を削除して「代表者（氏名）」に改めます。なお、この規則は、公布の日からの施行となります。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。質疑がないようですので、議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第2号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案第2号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について」ご説明いたします。5ページをご覧ください。本案件は、市川市職員の定年等の改正に伴い、本規則で定めております様式第9号中の「再任用短時間職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、質疑ございますでしょうか。質疑がないようですので、議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして「報告」に入ります。報告第1号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第1号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の9ページ、10ページをご覧ください。職員の任免に関する事務については、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、教育長に委任することができない旨定められております。令和5年4月1日の人事異動にあたり、原案の確定が内示の直前となったことにより、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。議案の10ページをご覧ください。令和5年4月1日課長職（7級）以上の異動表になります。上から順に、定年退職した職員、教育委員会から異動した職員、そして、教育委員会に異動してきた職員及び教育委員会内で異動・昇任のあった職員となります。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。ないようですので、報告第1号を終了いたします。次に、報告第2号「市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第2号「市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の11ページ、12ページをご覧ください。今回、管財部を新設するとともに一部の部及び課の名称を変更する市長部局の組織改正に伴い、条文の整備を行うものであり、4月1日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。規則の改正にあたり、先ほどご説明いたしました報告第1号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。続きまして、議案13ページ、14ページ、新旧対照表をご覧ください。改正点といたしましては、今回、管財部を新設するとともに一部の部及び課の名称を変更する市長部局の組織改正に伴い条文を整備したものでございます。市長部局の組織改正は令和5年度から行うため、令和5年4月1日を施行期日とするものでございます。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。ないようですので、報告第2号を終了いたします。次に、報告第3号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正等に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第3号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正等に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の15ページ、16ページをご覧ください。本報告に係る教育委員会規則の一部改正につきましては、令和4年度をもって学習交流施設市本を廃止することに伴う条文整備を行うものであり、4月1日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。規則等の改正にあたり、先ほどご説明いたしました報告第1号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。続きまして、議案17ページ、18ページ、組織規則の新旧対照表をご覧ください。改正点といたしま

しては、組織規則において社会教育課の事務分掌等から学習交流施設市本に係る規定を削るものでございます。また、市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、その施行規則についても廃止するものでございます。なお、令和5年4月1日を施行期日とするものでございます。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。ないようですので、報告第3号を終了いたします。次に、報告第4号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第4号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案19ページから21ページまでをご覧ください。本報告に係る規程の一部改正につきましては、先ほどの報告第3号と同様に、令和4年度をもって学習交流施設市本を廃止することのほか、法改正に伴う条文整備を行うものであり、4月1日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。規則等の改正にあたり、先ほどご説明いたしました報告第1号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。続きまして議案22ページ、23ページ、事務決裁規程の新旧対照表をご覧ください。改正点といたしましては、別表第1において、個人情報の保護に関する法律及び市川市事務決裁規程の改正に伴う条文整備を、また別表第2において、学習交流施設市本の管理に関する事項を削るものでございます。なお、令和5年4月1日を施行期日とするものでございます。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたけれども、ご質問・ご意見はございますでしょうか。ないようですので、報告第4号を終了いたします。次に、報告第5号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。報告第5号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。議案の25ページをご覧ください。本来であれば、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところでございますが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との、調整から提出までの期間が大変短かったことから、先ほどご説明いたしました報告第1号と同様に教育長の臨時代理とさせていただきます、ご報告するものでございます。なお、具体的な内容につきましては、26ページと27ページのとおりでございます。以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。ないようですので、報告第5号を終了いたします。次に、報告第6号「市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」のご説明をお願いいたします。

○義務教育課長

義務教育課長です。報告第6号「市川市立学校職員服務規程の一部改正について」ご説明いたします。29ページをご覧ください。本規程において、「こども施設運営課」の名称を「こども施設運営支援課」に変更する市長部局の組織改正に伴い、本規程の一部を改正するものであり、先ほどの報告第1号と同様に教育長の臨時代理とさせていただきますので、ご報告いたします。以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。ないようですので、報告第6号を終了いたします。続きまして、非公開の議事に入ります。教育長、お願いいたします。

○教育長

承知いたしました。それでは、報告第7号、報告第8号につきましては、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、教育長が指定する者以外は退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、義務教育課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

【報告第7号、第8号 非公開部分】

【職員 再入室】

○教育長

それでは、これをもちまして、令和5年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時25分閉会)